非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書（一般措置用）

被相続人	
経営相続承継受贈者	

この明細書は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７の４）」の適用を受ける対象相続非上場株式等について、その明細を記入します。

1 対象相続非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑦ 相続開始の時における経営相続承継受贈者の役職名		
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（　　署）			
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の確認の状況	確認年月日	年　月　日
④ 相続開始の時における資本金の額	円		確認番号	
⑤ 相続開始の時における資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無
⑥ 相続開始の時における従業員数	人			

（注）１　租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた対象受贈非上場株式等に係る会社が、その株式等の贈与の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合はその合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合はその場合の他の会社について①から⑧までの各欄を記入します。
２　⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
３　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第１項（同条第３項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記入します。
４　⑨欄は、対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の８の４第４項において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第８項の特別の関係がある会社をいいます。以下同じです。）であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の８第９項に規定する関係をいいます。以下同じです。）がある法人が保有する会社法第２条第２号に規定する外国会社（対象相続非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。以下同じです。）の株式等、租税特別措置法施行令第40条の８の４第８項において準用する租税特別措置法施行令第40条の８の２第12項第1号に掲げる法人の株式等（対象相続非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。以下同じです。）又は同項第２号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

2 対象相続非上場株式等の明細

受贈年月日	① 相続開始の時における発行済株式等の総数等	② 被相続人から贈与により取得した租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用を受けた株式等で相続開始の時において保有していた株式等の数等	③ ②のうち制度の適用を受ける株式等の数等	④ １株（口・円）当たりの価額（「（注）４」参照）	⑤ 価額（③×④（ただし「（注）５」参照））
・　・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	円	円 A

（注）１　①から③欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
２　次の場合で②欄の数等又は④欄の金額の記入に当たってお分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。
・　贈与により取得した時以後において、株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合
・　租税特別措置法第70条の７第15項第３号の規定の適用に係る贈与により取得した株式等がある場合
３　③欄の数等は、「３　納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算」の④欄の数等が限度となります。
４　④欄の金額は、贈与の時における価額を基礎として計算した価額を記入します。贈与の時に、贈与税の納税猶予税額を租税特別措置法第70条の７第２項第５号イに規定する認定贈与承継会社等が外国会社等の株式等を有していないものとして計算していた場合には、税務署にお尋ねください。
５　対象相続非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象相続非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第２条第２号に規定する外国会社の株式等、租税特別措置法施行令第40条の８の４第８項において準用する租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人の株式等又は同項第2号に掲げる医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる対象相続非上場株式等の価額は、租税特別措置法第70条の7の4第1項の対象受贈非上場株式等の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時における対象受贈非上場株式等に係る会社の株式等の価額を基礎として会社等が外国会社等の株式等を有していなかったものとして計算した金額となります。詳しくは税務署にお尋ねください。
６　A欄の金額（⑤欄の金額）を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第８の２表の付表１・付表２・付表３の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第８の２表の「１　株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

3 納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算

この欄は、「２　対象相続非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

① 発行済株式等の総数等の３分の２に相当する数等（２の①×$\frac{2}{3}$）（１株・口・円未満の端数切上げ）	② 経営相続承継受贈者が２の②欄に係る贈与の直前において保有していた数等	③ （①－②）の数等（赤字の場合は０）	④ ２の③欄の限度となる数等（③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等）
株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円

4 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項

この欄は、経営相続承継受贈者が、「２　対象相続非上場株式等の明細」の受贈年月日前に贈与又は相続等により取得した上記１の対象相続非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の７）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（同法第70条の７の２）」の規定の適用を受けている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年　月　日	署	

（注）１　「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
２　①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
３　③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受けている、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
４　④欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	法人管轄署番号	―	入力		確認			

第８の２表の付表３（令6.7）

（資４－20－９－５－Ａ４統一）

第８の２表の付表３（平成31年１月分以降用）